

私たちは駅員ではない！のか？

営業第二科社員には業務用扉鍵を貸与せず？

私たちは新横浜駅営業第二科詰所の横にある業務用扉を開ける鍵を貸与するように、管理者に要請していたが「セキュリティの確保のために貸与できない」と拒否された。しかし他の駅社員や、清掃業務にたずさわるSMT社員、食材運搬業者などには鍵が貸与されている。何故？私たち営業第二科の社員には、鍵が貸与されないのか？私たちはセキュリティの対象なのか？

私たちは車椅子業務で東口改札からお客様案内の要請があれば、新幹線発車時刻の5分前でも対応している。しかし1階西側にある詰所から2階東側までは、お客様の通行を横切り速足で対応している。しかも車椅子貸出し要請時には、車椅子を持った状態で改札口まで駆けつける。

そのため特に多客期や駅構内混雑時には、業務用扉を使用することで安全の確保や障害事故を防止でき、迅速に改札口まで到達できることから、鍵の貸与をお願いしてきたが拒否された。

社員用トイレ使用のためにだけ鍵を貸与する？

そもそも営業第二科発足時には駅の鍵はいっぱい貸与されなかったため、駅内の社員用トイレさえ使用できず、構内の一般トイレを使用していた。そのため管理者に抗議して、当直に入る鍵のみが貸与されたが、他の扉は開けることはできない状態になっている。

今回のことは、会社が仕事上の要請をも拒否するもので、私たち営業第二職場の社員を差別扱いしていることの反映でもある。

8月19日の駅報から「一般社員の自由通路の通行禁止」が書かれている。それは「営業第二科社員だけではなく、一般社員も業務用扉の通行はできない。」と言っているが、以前として営業第二科社員は駅本体に入る鍵は制限されたままである。しかも「異常時は除く」とあり、異常時には営業第二科社員は駅の扉も開けられない？ということだ。営業第二科社員にも駅社員と同じ鍵を貸与したうえで、自由通路の通行禁止を言うのが本来のあり方ではないのか？

営業第二科社員への差別待遇は止めろ！

また今回の鍵のことは、そもそも会社が営業第二科社員を駅の要員には入れず、出勤点呼の場所も駅本体から離れて設置するなど余剰人員扱いにしていることの反映でもある。

それは新横浜駅だけではなく、東京駅、新大阪駅などでも同じである。国鉄からJRへの移行時に、余剰員対策として設置した人材活用センター～事業管理所などの流れが、いまだに続けられているのだ。

会社は現在おこなわれている車椅子や遺失物業務が、本当に大切な仕事であると認識するならば、新横浜駅営業第二科社員への差別的待遇はただちに止めて駅要員に入れるべきである。